

第30回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成26年2月14日(金)新発田市役所別館2階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事</li> <li style="padding-left: 20px;">(1) 抽出工事等の審議について</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 第31回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li style="padding-left: 20px;">(3) その他</li> </ul>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 三田村 ルミ (公募委員) (出席) 委員 榎本 朗子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成25年9月1日~平成25年12月31日	
抽出案件	9件(対象工事総件数116件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教受第11号 五十公野公園野球場スコアボード改修工事</li> <li>・国補交第4号 五十公野バイパス線舗装その2工事</li> <li>・下環受第2号 し尿等下水道投入施設污水管渠工事</li> <li>・下補繰第1号 新発田北部処理分区(1188他4)管渠工事</li> <li>・道新第18号 佐々木駅則清線改良工事</li> <li>・浄水第1号 内竹配水場深井戸ろ過ポンプ動力制御盤改修工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	3件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新庁第4号 新庁舎建設に伴う消雪施設移設工事</li> <li>・下豊複第3号 豊浦北部第4処理分区舗装復旧(202-2他1)工事</li> <li>・配水第1号 小舟渡NSモーター・ポンプ2号分解整備工事</li> </ul>
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容	特になし	
その他	傍聴者2名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>随意契約3件について</p> <p>(新庁第4号 新庁舎建設に伴う消雪施設移設工事)</p> <p>(下豊複第3号 豊浦北部第4処理分区舗装復旧(202-2他1)工事)</p> <p>(配水第1号 小舟渡NSモーター・ポンプ2号分解整備工事)</p> <p>・新庁舎第4号 新庁舎建設に伴う消雪施設移設工事について、その業者を指名した経緯・理由欄で「消雪施設の老朽化が進んでいるため、現状の状況などに精通しているものに施工させる必要がある」とあるが、なぜ老朽化が進むと現状の状況に精通しているものに施工させる必要があるのか。</p> <p>・この工事は、新庁舎建設地内の消雪パイプの撤去なのか。</p> <p>・その消雪パイプは新潟県が所有していて、維持管理する消雪施設は新発田市が持っているのか。</p> <p>・すべての随意契約案件において、「見積合せ」とあるが、どのような流れで行われるのか。</p>	<p>・新品の消雪施設と違って老朽化した消雪施設を移設する場合、取扱の方法によっては破損する可能性があるため、現状の状況に精通した人に取り扱ってほしいためである。</p> <p>・消雪パイプは県道にあるが、それを制御する機器である消雪施設が新庁舎建設地内にあり、新庁舎建設に支障になるので移設するものである。</p> <p>・消雪パイプも消雪施設も新潟県の所有であり、その維持管理も新潟県が行うが、消雪施設が新庁舎建設地内にあり、それを新発田市の都合で移設するので、新発田市がお金を払って移設工事を行うということである。</p> <p>・入札と同様に、予定価格を決めた後に業者に通知を出し、見積合せ当日に見積書を提示</p>

意見・質問	回答
<p>か。</p> <p>・もし見積価格が予定価格を上回ったらどうなるのか。何回も見積合せを行うのか。</p> <p>・下豊複第3号 豊浦北部第4処理分区舗装復旧(202-2他1)工事について、地域整備課が道路の半分の舗装をやるのか。</p> <p>・各課によって施工箇所が違うので、各々がやるということか。同じ1本の道路の舗装なので、どこの課がやっても同じだと思ってしまう。</p> <p>制限付一般競争入札  (教受第11号 五十公野公園野球場スコアボード改修工事)  (国補交第4号 五十公野バイパス線舗装その2工事)  (下環受第2号 し尿等下水道投入施設汚水管渠工事)  (下補線第1号 新発田北部処理分区(1188他4)管渠工事)  (道新第18号 佐々木駅則清線改良工事)  (浄水第1号 内竹配水場深井戸ろ過ポン</p>	<p>してもら。予定価格と照らし合わせ見積価格が予定価格を下回っていれば、成立するという流れになる。</p> <p>・入札において、再入札まで行うのと同様で、1回目の見積合わせで上回った場合、次の見積合わせで終わりである。</p> <p>・道路が7mあって、地域整備課がその半分の3.5mについてアスファルト舗装工事を行い、残りの半分は下水道課が下水道工事で傷めたため、アスファルト舗装工事を行った。アスファルト舗装の下の路盤7mについてはすべて地域整備課が行った。</p> <p>・お互いの予算や会計もあり、地域整備課は新発田市の単独費で行い、下水道課は補助金を使っている。新発田市としては補助金が入っているほうが有利であり、全体的に見て補助金の分だけ新発田市が安く施工することができる。また、そのような状況なので同一業者に施工させるほうが工事が煩雑にならずにすむのでよい。</p>

意見・質問	回答
<p>ブ動力制御盤改修工事)</p> <p>・すべての案件で要件6、「参加者が最低10者以上見込まれるように地域要件を設定した」とあるが、入札結果では参加者は10者に満たない。参加者を10者以上にするのであれば、地域要件をはずしたほうがいいのではないか。</p> <p>・10者以上見込まれるように地域要件を設定したというのは、地域要件を広げたということか。</p> <p>・下補線第1号 新発田北部処理分区(1188他4)管渠工事について、なぜ最初に落札候補者になった業者が資格審査書類を提出せずに失格となったのか。</p> <p>・技術評価点は学識経験者がつけるのか。下請けで0.5点と付けたのは誰なのか。</p>	<p>・例えば、教受第11号 五十公野公園野球場スコアボード改修工事については、建築一式工事でAランクの発注であり、その名簿に登録されている者は市内で10者以上いる。そのため、市内発注とする地域要件をつけたとしても10者以上の入札が見込まれるため、地域要件を市内に設定したものである。もしこれが同じAランクでも技術的難度が高いということであれば、県内に地域要件を拡大することになる。</p> <p>・原則市内業者優先ということなので、建築一式工事のAランクで、市内に本社又は営業所を有する者が10者以上いるので、地域要件を市内として発注した。</p> <p>・この案件は総合評価方式であり、事前に提出してもらう技術資料の評価項目の中で下請けの項目があるが、そこで下請けを市内に本社を有する企業を活用する記載をして、0.5点の加点をもらっていた。しかし、新発田市内に本社を有する企業で、推進工事を行うことができる業者はいないため、このまま進めてしまうと、工事成績を付ける段階で8点の減点を受けることになる。おそらくそれを回避するために資格審査書類を出さなかったものと思われる。</p> <p>・簡易実績型について、技術評価点は提出された資料と工事成績台帳を基に工事検査室で配点する。業者から出された技術資料に、下請けについて0.5点が加点される市内企業活用と記載があったので、市のほうで0.5点加点として採点した。</p>

意見・質問	回答
<p>・下環受第2号 し尿等下水道投入施設汚水管渠工事と道新第18号 佐々木駅則清線改良工事について、総合評価方式でない理由は何があるのか。</p> <p>・総合評価方式は談合防止にもつながるので、今後もやっていってほしい。</p> <p>・総合評価方式で意見を聴く学識経験者は何人か決まっているのか。</p> <p>・2人の学識経験者ですべての総合評価方式の案件をこなすのか。</p> <p>・技術評価を依頼する人は大学の先生でないといけないのか。</p> <p>・総合評価方式で、例えば10案件を学識経験者の所へ持っていき、5件は学識経験者A氏、もう5件は学識経験者B氏に見てもらえるのか。</p> <p>・何人の学識経験者に意見を聞くかは決まっているのか。</p> <p>・技術資料の最終ページの下請けの評価項目</p>	<p>・総合評価方式については、要領が定められており、「新発田市簡易型総合評価落札方式 試行要領・運用基準」がある。その第4条の工事の選定基準で、「建設工事に係る事業を所管する課等の長は、簡易型総合評価落札方式での発注を検討しなければならない」と定めており、工事担当課に総合評価方式の案件を選択してもらっている。似たような工事でも一方は総合評価、もう一方は総合評価ではないものもある。全案件について総合評価方式にするのは難しいが、今後も拡大していきたいと思っている。また、新潟市を除けば、県内の市の中では一番多く総合評価方式を行っている。</p> <p>・継続していく予定である。</p> <p>・2人である。</p> <p>・そうであるが、案件は数件ごとにまとめて見てもらっている。</p> <p>・学識経験者と決まってはいるが、大学の先生でなくてもよい。国土交通省または県の技術部の副部長などに依頼している市町村もある。</p> <p>・どちらの学識経験者にも同じ案件を見てもらい、意見を聞いている。学識経験者によって見方や物の考え方が異なり、非常に勉強になる。</p> <p>・地方自治法施行規則で2人以上と定められている。</p> <p>・分かりやすくなるように書式を変更する。</p>

意見・質問	回答
<p>について、記載間違いをする人も出てくるので、間違いさせないような書式にする配慮が必要なのではないか。</p> <p>・今回の対象案件で総合評価方式は24件あるが、その中で価格評価点の高い者よりも技術評価点の高い者が落札者になった件数はどのくらいあるのか。</p> <p>・市内業者で総合評価方式の価格評価点と技術評価点の割合はどのくらいが良いと言っているのか。</p> <p>(2)第31回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・次回の事案抽出を榎本委員に委任</p> <p>4 閉会</p>	<p>・平成25年度の中では48件総合評価案件があるが、その中で価格評価点の高い者よりも技術評価点の高い者が落札者になった件数は6件、約13%である。また、価格評価点が一番高く、技術評価点も一番高い者が落札者になった案件は16件、約33%である。</p> <p>・以前行ったアンケートでは、実績型で76%、提案型で70%の者が概ね妥当であると回答していた。</p>